平成２９年（フ）第８３９号
広島市中区舟入南４丁目10番４―201号
債務者　田頭　優子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９９号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台３丁目255番地
債務者　平野　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８３号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目９番地９　セジュールグラン102号
債務者　山崎　真理
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９７号
福岡市西区内浜２丁目３番24―102号
債務者　三坂　藍海（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２４号
福岡市城南区長尾５丁目20番17号
債務者　鶴　　貴弘
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６３２号
福岡市東区若宮３丁目３番28―302号
債務者　木部啓三郎
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５０号
福岡市早良区室住団地41番502号
債務者　古川　和代
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０１号
福岡市南区大橋３丁目22番14―103号
債務者　月野　真美（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０８号
福岡県春日市岡本１丁目18番地　ヌーベル岡本101号
債務者　木野宮　隆
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１０号
福岡市南区弥永団地25番206号
債務者　津上るみ子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１３号
福岡県糸島市志摩師吉141番地132　Ｇｒｅｅｎ　Ｈｉｌｌ　Ｕ　104号
債務者　塚本久美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１４号
福岡県筑紫野市紫１丁目９番３号　コーポラス紫102号
債務者　田口　佳紀
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２１号
福岡市南区大池１丁目１番26号
債務者　合庭　克則
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２４号
福岡市博多区寿町２丁目２番２号
債務者　原　　健二
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３９号
福岡市東区名子１丁目９番33号
債務者　香月　春江
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７４５号
福岡市中央区六本松２丁目２番36―201号
債務者　原田　千咲
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５５号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1106号
債務者　冨永　ゆり
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市南尾361番地１　フェニックスヒルズ107号（前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字安徳48番地２）
債務者　横久　麻衣（旧姓羽多野）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部